

◎身体障害者等が所有し、専ら身体傷害者等本人が使用する(運転する)軽自動車等、若しくは、  
 身体障害者等が所有し、身体障害者と生計を一にするものが運転し、専ら身体障害者等の  
 通学・通院・通所・週末帰省・生業の用に継続して使用される軽自動車については、軽自動車税  
 の減免が受けられる場合があります。

◇減免の対象となる範囲

手帳の種類	障害区分	身体障害者手帳					戦傷病者手帳										
		級別					項症						款症				
		1	2	3	4		特別	1	2	3	4						
身体障害者手帳 ・ 戦傷病者手帳	視覚障害(注2)	1	2	3	4		特別	1	2	3	4						
	聴覚障害		2	3			特別	1	2	3	4						
	平行機能障害			3			特別	1	2	3	4						
	音声機能障害(注3)			3			特別	1	2								
	上肢不自由	1	2				特別	1	2	3							
	下肢不自由	1	2	3	4	5	6	特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3
	体幹不自由	1	2	3		5		特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3
	乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢	1	2													
	移動	1	2	3	4	5	6										
	心臓機能障害	1		3	4			特別	1	2	3						
	腎臓機能障害	1		3	4			特別	1	2	3						
	呼吸器機能障害	1		3	4			特別	1	2	3						
	ぼうこう又は直腸機能障害	1		3	4			特別	1	2	3						
	小腸機能障害	1		3	4			特別	1	2	3						
	免疫機能障害	1	2	3	4												
	肝臓機能障害	1	2	3													
	(以下家族運転) 療育手帳	障害の程度 A															
	精神障害者 保健福祉手帳	障害等級 1 級 (自立支援医療費受給者証(精神通院)を交付されている方(注5))															

本人のみ

- 注1 網掛け部分は、障害者本人の運転に限り減免できます。
- 注2 視覚障害4級は、両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の者。
- 注3 音声機能障害は、喉頭摘出による場合に限りです。
- 注4 重複障害の場合は、障害区分ごとに判定します。
- 注5 精神通院医療を受けられている事が原則ですが、慢性疾患による通院や障害者施設への通所(それぞれ月4回以上)でご家族の運転による送迎が必要な場合には、阿波市役所 税務課までお問い合わせください。

※ 知的障害者(療育手帳)  
 ※ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳)

○申請に必要なもの→

車検証(本人名義)・  
 運転免許証(運転する人)・  
 障害者手帳 納付書・  
 個人番号が分かるもの  
 ※家族運転の場合  
 運転免許証・通院証明書等

◇18歳未満・知的・精神障害者は  
 家族所有でもよい